

小規模事業者活性化基盤整備事業「2021年度基金活用事業」に係る経営支援業務におけるAI(人工知能)活用事例の研究および適用技術等の検討ならびにデータ収集・蓄積に向けたクローリング機能の改修・実証実験等請負業務における公募要領

2021年6月22日

日本商工会議所

日本商工会議所では、独立行政法人中小企業基盤整備機構「小規模事業者活性化基盤整備事業」の助成金交付により造成した経営支援基盤整備基金を活用した「2021年度基金活用事業」を実施することを予定しています。つきましては、本事業に係る経営支援業務におけるAI(人工知能)活用事例の研究および適用技術等の検討、ならびにデータ収集・蓄積に向けたクローリング機能の改修および実証実験等の請負業務の委託先を、以下の要領で募集します。

I. 事業の目的(概要)

1. 事業の趣旨

日本商工会議所では、商工会議所等の経営指導員のスキル向上を図り、小規模事業者に対する経営支援業務を高度化・効率化するためのシステム開発・活用促進等により、きめ細やかな経営支援を行うため、経営支援データ共有・分析システムの実現を目指しています。「2021年度基金活用事業」においては、前年度実施したAI(人工知能)を活用した経営支援業務の高度化・効率化に関する要件整理で示された「経営指導サジェスト機能」の実用化に向けた活用事例の研究や適用技術等の検討を行うとともに、前年度研究・開発したクローリング機能の実用化に向けた改修等と実証実験を行い、検証を通じて得られた知見をもとに更なる同機能の充実・強化に向けた機能改善の研究を実施します。

2. 委託業務の内容

請負業者は、本事業の円滑な実施のため、以下の業務を行うものとします。

(1) 経営支援業務におけるAI活用事例の研究・適用技術等の検討

請負業者は、商工会議所等の経営指導員のスキル向上を図り、小規模事業者に対する経営指導業務を高度化・効率化するための「経営指導サジェスト機能」の実用化に向けた活用事例の研究や適用技術等の検討を行うとともに、検討結果に関するヒアリングを複数の商工会議所を対象に実施するものとします。

(2) 検討結果報告書の作成

請負業者は、(1)に係る検討結果報告書を作成するものとします。

(3) クローリング機能の改修および実証実験等

請負業者は、前年度研究・開発したクローリング機能の実用化に向けた抽出対象データ項目の調査・整理・改修を行うものとします。また、同機能を用いて複数の商工会議所を対象に実証実験を行うとともに、検証を通じて得られた知見をもとに、更なるクローリング機能の充実・強化に向けた機能改善の研究を行うものとします。

(4) 検証結果報告書等の作成

請負業者は、(3)に係る検証結果報告書等を作成するものとします。

3. 事業の実施期間

契約締結日から2022年3月16日まで(見込み)とします。

4. 予算

業務を遂行するのに必要となる予算額は、691万円(消費税および地方消費税額を含む)を上限とします。なお、最終的な実施内容、契約金額については、日本商工会議所と調整したうえで決定することとします。

II. 応募資格

次の(1)～(7)までの全ての条件を満たす法人格を有する民間団体等とします。なお、コンソーシアム形式による申請も認めますが、その場合は幹事法人を決めていただくとともに、幹事法人が応募書類を提出してください。(ただし、幹事法人が業務の全てを他の法人に再委託することはできません。)

- (1) 日本国において登記された法人であること。
- (2) 本事業の遂行に必要な組織、人員を有するまたは確保することが可能であること。
- (3) 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- (4) 本事業を推進する上で日本商工会議所が求める措置を、迅速かつ効率的に実施できる体制を構築できること。
- (5) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
- (6) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

*予算決算及び会計令(抄)

(一般競争に参加させることができない者)

第70条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第29条の3第1項の競争(以下「一般競争」という。)に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者

(一般競争に参加させないことができる者)

第71条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は

物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

二 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

五 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。

六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。

七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

(7) その他、次の要件を全て満たすこと

① 過去に、組織として、商工会議所または独立行政法人等から経営指導の質の向上等を目的とした経営指導履歴等を記したデータ（経営支援関係データ）の分析に係る調査業務を受託した実績を有すること。

② 実施にあたって、AI(人工知能)、機械学習、Python 等によるプログラム開発、TOAS(商工会議所業務システム)等の専門知識を有する者を1名以上配置すること。

Ⅲ. 応募手続

1. 募集期間

2021年6月22日（火）から2021年6月30日（水）17時（必着）

*受付時間は、平日の10時30分～16時30分まで（ただし、12時～13時を除く）。

*公募に際しての説明会は予定していません。

2. 応募書類

① 以下の書類を1つの封筒に入れてください。封筒の宛名面には、「小規模事業者活性化基盤整備事業「2021度基金活用事業」申請書」と記載してください。

- ・申請書（様式1）＜1部＞
- ・企画提案書（様式2）＜1部＞
- ・会社概要および直近2年分の財務諸表＜1部＞

② 提出された応募書類は、本事業の採択に関する審査以外の目的には使用いたしません。なお、応募書類は返却いたしません。

③ 応募書類等の作成および提出に係る費用は、提出者の負担とします。

3. 応募書類の提出先

応募書類は持参、郵送・信書便等により以下に提出してください。

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-2-2 丸の内二重橋ビル4階
日本商工会議所 中小企業振興部

「小規模事業者活性化基盤整備事業「2021年度基金活用事業」」担当あて

* F A XおよびEメールによる提出は受け付けません。資料に不備のある場合は、審査対象となりませんので、本公募要領を熟読のうえ、注意して記入してください。

* 締切を過ぎての提出は受け付けられません。郵送等の場合、配達の場合で締切時刻までに届かない場合もありますので、期限に余裕をもって送付ください。

IV. 審査・採択

1. 選定基準について

以下の項目を総合的に評価して行うものとします。

- ① II. の応募資格を満たしているか
- ② 提案内容が、I-1. 事業の趣旨に合致しているか
- ③ 事業の実施方法、実施スケジュールが現実的か
- ④ 事業の実施方法等について、本事業の成果を高めるための効果的な工夫がみられるか
- ⑤ 本事業を円滑に遂行するために、事業規模等に適した実施体制をとっているか
- ⑥ コストパフォーマンスが優れているか。また、必要となる経費・費目を過不足なく考慮し、適正な積算が行われているか

2. 採択結果の決定および通知について

採択された申請者については、日本商工会議所のホームページで公表するとともに、当該申請者に対しその旨を通知します。

V. 委託契約

採択された申請者について、日本商工会議所と当該申請者との間で委託契約を締結することとなります。なお、採択決定後から委託契約締結までの間に、日本商工会議所との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性があります。

契約書作成にあたっての条件の協議が整い次第、委託契約を締結し、その後、事業開始となりますので、あらかじめご承知おきください。また、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができないこともありますので、ご了承ください。

なお、契約締結後、請負業者に対し、事業実施に必要な情報等を提供することがありますが、情報の内容によっては、守秘義務の遵守をお願いすることがあります。

VI. 経費の計上

1. 経費の区分

本事業の対象とする経費は、事業の遂行に直接必要な経費であり、具体的には以下のとおりです。

- (1) システム関係費（開発・改修費、技術検証・実証実験費、導入・利用料、サポート費（人件費、運用保守料））
 - (2) 備品・消耗品費
 - (3) 業務費（旅費・交通費、借料、会議費、印刷製本費、資料等購入費、通信運搬費、雑役務費、消耗品費、委託・外注費）
 - (4) 広報費
 - (5) 租税公課
2. 直接経費として計上できない経費
- ・事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
 - ・その他事業に関係ない経費

Ⅶ. 事業実施における留意事項

- ・本事業の実施に関して変更、疑義等が生じた場合は、日本商工会議所と協議し、その指示に従うこと。
- ・請負業者は、本事業において業務上知り得た個人情報、企業情報および知的財産情報等の秘密を漏洩してはならない。本事業終了後も同様とする。

Ⅷ. 納品物等

(1) 納品物

経営支援業務における AI(人工知能)活用事例の研究および適用技術等の検討結果をまとめた報告書、およびクローリング機能等の検証結果報告書ならびにクローラの構築・検証に係る設計書(前年度資料に対する加筆修正)、システムソフトウェア仕様書(同)、アプリケーションソフトウェア仕様書(同)、システム運用マニュアル(同)を作成し、その内容を格納した CD-R 等の記録媒体一式を2部納品するとともに、改修システムを指定サーバにインストールするための資材および手順書を納品する。

(2) 納品場所・期限

- ・場所：日本商工会議所 中小企業振興部
- ・期限：2022年3月16日（見込み）

Ⅸ. 問い合わせ先

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-2-2 丸の内二重橋ビル4階

日本商工会議所 中小企業振興部 担当：市川

FAX：03-3211-4859、E-mail：shokibo-kasseika@jcci.or.jp

お問い合わせはEメールまたはFAXでお願いします。電話でのお問い合わせは受付できません。なお、お問い合わせの際は、件名（題名）を必ず「小規模事業者活性化基盤整備事業「2021年度基金活用事業」」としてください。他の件名（題名）ではお問い合わせに回答できない場合があります。

以上

(様式1)

受付番号 ※記載不要	
---------------	--

日本商工会議所 中小企業振興部 あて

「小規模事業者活性化基盤整備事業「2021年度基金活用事業」に係る経営支
業務におけるAI(人工知能)活用事例の研究および適用技術等の検討ならびに
データ収集・蓄積に向けたクローリング機能の改修・実証実験等請負業務」
応募申請書

申 請 者	企業・団体名	
	代表者役職・氏名	印または署名
	所在地	
連 絡 担 当 窓 口	氏名 (ふりがな)	
	所属 (部署名)	
	役職	
	電話番号 (代表・直通)	
	E-mail	

(様式2)

受付番号 ※記載不要	
---------------	--

「小規模事業者活性化基盤整備事業「2021年度基金活用事業」に係る経営支業務におけるAI(人工知能)活用事例の研究および適用技術等の検討ならびにデータ収集・蓄積に向けたクローリング機能の改修・実証実験等請負業務」
企画提案書

1. 事業の実施方法
*公募要領のI-2. 委託事業の内容の項目ごとに、具体的な実施方法および内容を記載してください。 *本事業の成果を高めるための具体的な提案を記載してください。
2. 実施スケジュール(1.の実施が月別に分かること)
3. 事業実績
類似事業の実績 ・事業名、事業概要、実施年度、発注者等(自主事業の場合はその旨)
4. 実施体制
*実施責任者略歴、実施に関わる人数および実施者の業務内容 *外注、再委託を予定しているのであればその内容

<p>5. 事業費総額（千円）</p> <p>※記載している費目は例示。公募要領VI-1. 経費の区分に応じて必要経費を記載すること。</p>	
<p>(1) システム関係費</p> <p>(開発・改修費、技術検証・実証実験費、導入・利用料、サポート費 (人件費、運用保守料))</p>	
<p>(2) 備品・消耗品費</p>	
<p>(3) 業務費（旅費・交通費、借料、会議費、印刷製本費、資料等購入費、 通信運搬費、雑役務費、消耗品費、委託・外注費）</p>	
<p>(4) 広報費</p>	
<p>小計</p>	
<p>(5) 租税公課</p>	
<p>総額</p>	<p>千円</p> <p>(※総額は予算額の上限内に収めてください)</p>